

平成29年分 青色申告決算書（農業所得用）の書き方

税 務 署

- この説明書は、「所得税の青色申告決算書（農業所得用）」の作成方法などを説明しています。
- 有限責任事業組合の組合事業から生じる農業所得がある方は組合事業ごとに、損益計算書を作成する必要があります。
- この説明書は、平成29年10月1日現在の法令等に基づいて説明しています。

青色申告者の特別償却、引当金、準備金などの特典

<減価償却関係>

- | | |
|--|---|
| ① 耐用年数の短縮 | ⑨ 生産性向上設備等を取得した場合の特別償却 |
| ② 機械装置の増加償却 | ⑩ 特定設備等の特別償却 |
| ③ エネルギー環境負荷低減推進設備等を取得した場合の特別償却 | ⑪ 耐震基準適合建物等の特別償却 |
| ④ 中小事業者が機械等を取得した場合の特別償却 | ⑫ 特定地域における工業用機械等の特別償却 |
| ⑤ 地域経済牽引事業の促進区域内において特定事業用機械等を取得した場合の特別償却 | ⑬ 医療用機器の特別償却 |
| ⑥ 地域活力向上地域において特定建物等を取得した場合の特別償却 | ⑭ 障害者を雇用する場合の機械等の割増償却 |
| ⑦ 特定中小事業者が経営改善設備を取得した場合の特別償却 | ⑮ 次世代育成支援対策に係る基準適合認定を受けた場合の次世代育成支援対策資産の割増償却 |
| ⑧ 特定中小事業者が特定経営力向上設備等取得した場合の特別償却 | ⑯ 事業再編計画の認定を受けた場合の事業再編促進機械等の割増償却 |
| | ⑰ 特定都市再生建築物等の割増償却 |
| | ⑱ 倉庫用建物等の割増償却 |

※ 上記のほか、次のものについては白色申告者についても認められています。

- ・ 漁網、活字用金属等の特別な償却率による償却
 - ・ サービス付き高齢者向け賃貸住宅の割増償却
 - ・ 被災代替資産等の特別償却
 - ・ 「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律」の規定による以下のもの
- | | |
|-------------------------------|------------------------------|
| イ 復興産業集積区域等において機械等取得した場合の特別償却 | ロ 企業立地促進区域において機械等取得した場合の特別償却 |
| | ハ 避難解除区域等において機械等取得した場合の特別償却 |
| | ニ 復興産業集積区域における開発研究用資産の特別償却 |
| | ホ 被災代替資産等の特別償却 |
| | ヘ 被災者向け優良賃貸住宅の割増償却 |

<引当金>

- | | |
|--------------------------------|-----------|
| ① 貸倒引当金（一部白色申告者についても認められています。） | ③ 退職給与引当金 |
| ② 返品調整引当金 | |

<準備金等>

- | | |
|------------------|------------------------------------|
| ① 金属鉱業等鉱害防止準備金 | ⑥ 農業経営基盤強化準備金 |
| ② 特定災害防止準備金 | ⑦ 青色申告特別控除 |
| ③ 特定船舶に係る特別修繕準備金 | ⑧ 中小事業者の少額減価償却資産の取得価額の必要経費算入の特例 |
| ④ 探鉱準備金 | ⑨ 債務処理計画に基づく減価償却資産等の損失の必要経費算入の特例 |
| ⑤ 新鉱床探鉱費の特別控除 | ⑩ 福島再開発投資等準備金（白色申告者についても認められています。） |

（注1）下線を付した箇所は、本年分において改正があった箇所です。

（注2）これらの特典の適用に当たっては、それぞれ一定の要件があります。

申告書・青色申告決算書は、 国税庁ホームページで作成できます！

国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」で、申告書や青色申告決算書などを作成することができます。

作成した申告書は、マイナンバーカードとICカードリーダライタを用意すれば「e-Tax（電子申告）」を利用して提出できます。また、印刷して郵送等により提出することもできます。

詳しくは、国税庁ホームページをご覧ください。

（注）住民基本台帳カードの電子証明書は、有効期限内であれば、新たにマイナンバーカードの交付を受けるまで、引き続きe-Taxでご利用いただけます。

F A 0 2 1 3

主な農産物・畜産物を記入します。
例：米作農業、果樹栽培農業など

住 所	〇〇市△△町×-×××	業種名	〇〇農業	事務所所在地	
フリガナ氏 名	コウケンタロウ 国税 太郎	農園名	〇〇園芸	氏 (名称)	
		電 話 番 号	×××-×××-××××	電 話 番 号	

損 益 計 算 書 (自 1 月 1 日 至 12 月 31 日)

提出用
(平成二十五年分以降用)

科 目		金 額 (円)		
収入金	販売金額 ①	9972000		
	家事消費金額 ②	275000		
	雑収入 ③	27000		
	小計 (①+②+③) ④	10274000		
	農産物の 棚卸高	期首 ⑤	145000	
		期末 ⑥	1643000	
	計 (④-⑤+⑥) ⑦	10293300		
	経費	租税公課 ⑧	721500	
		種苗費 ⑨	840000	
		畜費 ⑩	4290000	
肥料費 ⑪		5380000		
飼料費 ⑫		3750000		
農具費 ⑬		2860000		
農薬費 ⑭		3475000		
諸材料費 ⑮		3870000		
修繕費 ⑯		1250000		
動力光熱費 ⑰		270515		

科 目		金 額 (円)		
経費	作業用衣料費 ⑱	360000		
	農業共済掛金 ⑲	280000		
	減価償却費 ⑳	763086		
	荷造運賃手数料 ㉑	820000		
	雇人費 ㉒	2900000		
	利子割引料 ㉓	1380000		
	地代・賃借料 ㉔			
	土地改良費 ㉕	180000		
	共済諸掛 ㉖		389027	
費				

科 目		金 額 (円)	
所得金	差引金額 (㉗-㉘)		
	貸倒引当金 ㉙	55000	
	繰戻金等 各種引当金・準備金等		
		計 ㉛	55000
	専従者給与 ㉜	21700000	
	貸倒引当金 ㉝	66000	
	計 ㉞	2236000	
	青色申告特別控除前の所得金額 (㉞+㉟-㊱)	3370848	
	青色申告特別控除額 ㊲	650000	
	所得金額 (㊱-㊲)	2720848	

●青色申告特別控除については、「決算の手引き」の「青色申告特別控除」の項を読んでください。

●下の欄には、書かなくてください。

— 1 —

収入金額	販売金額等	①・②	決算書2ページのA表の①及び②の金額を記入します。
	雑収入	③	決算書2ページのA表の③の金額を記入します。
	農産物の棚卸高	⑤・⑥	決算書2ページのA表の⑤及び⑥の金額を記入します。
経費 (⑧～③③)			決算整理後の金額を記入します。 なお、③④の果樹・牛馬等の育成費用の金額を差し引かないところで記入します。
	租税公課	⑧	消費税の課税事業者が、消費税及び地方消費税（以下「消費税等」といいます。）の経理処理を税込経理方式によっている場合に消費税等の納付税額があるときは、その納付税額（納付税額を本年分の未払金に計上したときは、その未払金に計上した金額）を含めて、この欄に記入します。
	種苗費～飼料費	⑨～⑫	自給分については、収穫した時の価額によって記入します。
	減価償却費	⑳	決算書3ページのE表の㉑の金額を記入します。
	雇人費	㉒	決算書2ページのC表の㉒の金額を記入します。
	農産物以外の棚卸高	③②・③③	決算書2ページのB表の③②及び③③の金額を記入します。
経費から差し引く 果樹牛馬等の育成費用		③④	決算書3ページのF表の③④の金額を記入します。
各種引当金等	貸倒引当金	③⑦	前年分決算書の㉔の金額を記入します。
	専従者給与	④①	決算書2ページのD表の④①の金額を記入します。
	貸倒引当金	④②	決算書4ページのJ表の④②の金額を記入します。
青色申告特別控除 前の所得金額		④⑥	「家内労働者等の事業所得等の所得計算の特例」の適用のある方は、「 家内労働者等の事業所得等の所得計算の特例の適用を受ける方へ 」 ^(注) を参照してください。
青色申告特別控除額		④⑦	決算書4ページのK表の④⑦の金額を記入します。
④⑧のうち、肉用牛について 特例の適用を受ける金額			④⑧の金額のうち、肉用牛の売却による農業所得の課税の特例の適用を受ける所得の黒字の金額を記入します。この場合、確定申告書にこの特例の適用を受ける旨を記入し、 証明書及び所得計算の明細書 を添付してください。 ※ この特例の適用に当たり計算される肉用牛の売却による農業（事業）所得の金額については、総所得金額から除かれるものではありません。

(注) 国税庁ホームページからダウンロードできます。なお、税務署にも用意しています。

【記載例（決算書2ページ）】

平成 29 年分

フリガナ 氏名 国保太郎

FA0218

④ 収入金額の内訳（現金主義によっている人は、期首、期末の棚卸高は記入しないでください。）

区 分	作付面積 (飼育頭数)	本年 収 穫 量 (生産頭数)	農 産 物 の 期 首 棚 卸 高 数 量	農 産 物 の 期 末 棚 卸 高 金 額	販 売 金 額	家 事 消 費 金 金 額	農 産 物 の 期 末 棚 卸 高 数 量	農 産 物 の 期 末 棚 卸 高 金 額
水稲	200	12,840	600	145,000	2,395,000	195,000	680	164,300
稲作受託料								
合 計								
水稲	5				60,000			
はくさい	40				1,624,000	3,000		
したす	10				663,000	2,000		
甘藷	40	15,000			1,420,000	5,000		
きゅうり	600				1,337,000	6,000		
トマト	600				1,408,000	4,000		
農産物計				145,000	8,847,000	275,000		164,300
畜産物の他					1,125,000			
合 計					9,972,000	275,000		

⑤ 雇人費の内訳

氏名・住所又は作業名	日数	支 給 額	所得税及び復興特別 所得税の源泉徴収税額
培養土消毒	16	80,000	13,000
みかん摘果	26	130,000	21,000
その他(8人分)	8	40,000	6,000
計	50	250,000	40,000

⑥ 専従者給与の内訳

氏 名	続 柄	年 齢	従事 月数	支 給 額	所得税及び復興特別 所得税の源泉徴収税額
国保孝子	妻	43	12	720,000	250,000
一郎	子	21	12	900,000	300,000
計			24	1,620,000	550,000

(注) ①、②、③、④、⑤、⑥、⑦、⑧、⑨、⑩、⑪、⑫、⑬、⑭、⑮、⑯、⑰、⑱、⑲、⑳、㉑、㉒、㉓、㉔、㉕、㉖、㉗、㉘、㉙、㉚、㉛、㉜、㉝、㉞、㉟、㊱、㊲、㊳、㊴、㊵、㊶、㊷、㊸、㊹、㊺の金額は、それぞれを1ページの①、②、③、④、⑤、⑥、⑦、⑧、⑨、⑩、⑪、⑫、⑬、⑭、⑮、⑯、⑰、⑱、⑲、⑳、㉑、㉒、㉓、㉔、㉕、㉖、㉗、㉘、㉙、㉚、㉛、㉜、㉝、㉞、㉟、㊱、㊲、㊳、㊴、㊵、㊶、㊷、㊸、㊹、㊺の欄に移記してください。

- 2 -

④ 収入金額の内訳

区 分	収穫したり、販売した作物などの名称を記入します。なお、 温室やビニールハウス等で収穫したものは「特殊施設」欄に記入します。
農産物の期首棚卸高	本年1月1日現在未販売の農産物の棚卸高を記入します。
販 売 金 額	本年中の販売金額を記入します。 なお、販売後、まだ実際に代金を受け取っていない場合でも本年中に販売したものについては、全て本年分の販売金額になります。
農産物の期末棚卸高	本年12月31日現在未販売の農産物の棚卸高を記入します。金額については、収穫した時の生産者販売価額により計算して記入します。 なお、米麦等の穀物類以外の農産物で、数量が僅かなものについては、棚卸しを省略しても差し支えありません。
家事消費金額	農産物を家事及び事業（雇人費の現物支給など）のために消費した場合に、収穫した時の生産者販売価額により計算して記入します。
雑 収 入	受取共済金、出荷奨励金、野菜・鶏卵などの価格差補填金、農作業受託料、事業分量分配金などの名称と金額を記入します。 なお、消費税の課税事業者が、消費税等の経理処理を税込経理方式によっている場合に消費税等の還付税額があるときは、その還付税額（還付税額を本年分の未収入金に計上したときは、その未収入金に計上した金額）を含めて、この欄に記入します。 ※ 消費税等の経理処理については、「 青色申告の決算の手引き（一般用） 」（7ページ）を参照してください。

⑤ 農産物以外の棚卸高の内訳

未 収 穫 農 産 物	収穫していない農産物について要した費用を記入します。 なお、毎年同程度の規模で作付けをする未収穫農産物については、棚卸しを省略しても差し支えありません。
販 売 用 動 物	販売の目的で飼育する牛、馬、豚、鶏などについては、取得価額に年末までの育成費用を加算して記入します。
種 苗、飼・肥 料、農 薬、諸 材 料	種苗、飼料、肥料、農薬、未使用の俵、苗代用ビニール、杭等の諸材料等の購入に要した費用を記入します。
そ の 他	その他農業用に使用されている貯蔵品について記入します。

⑥ 雇人費の内訳

氏名・住所又は作業名	期間雇人（年雇人）の場合には氏名・住所を、臨時雇人の場合には作業名を記入します。
所得税及び復興特別 所得税の源泉徴収税額	年末調整後の所得税及び復興特別所得税（以下「所得税等」といいます。）の源泉徴収税額を記入します。 なお、臨時雇人など年末調整が行われない方については、本年中に徴収した所得税等の源泉徴収税額を記入します。

⑦ 専従者給与の内訳

延 べ 従 事 月 数	従事月数の合計を記入します。
所得税及び復興特別 所得税の源泉徴収税額	年末調整後の所得税等の源泉徴収税額を記入します。

【記載例（決算書3ページ）】

⑤ 減価償却費の計算

減価償却資産の名称等 (備註資産を含む)	面積 又は 数量	取得 年月	① 取得価額 (償却保証額)	② 償却の基礎 になる金額	償却 方法	耐用 年数	③ 償却率 又は 改定償却率 (③×④×⑤)	④ 本年分の 普通償却費 (③×④×⑤)	⑤ 割増(特別) 償却費	⑥ 本年分の 償却費合計 (④+⑤)	⑦ 事業専 用割合	⑧ 本年分の必要 経費算入額 (⑥×⑦)	⑨ 未償却残高 (期末残高)	備 考
木造建物(事務所)	33㎡	18・5	1,500,000	1,350,000	旧定額	15	0.066	89,100	—	89,100	100	89,100	460,500	
金属器具	40	29・4	1,240,000	1,240,000	定額	19	0.053	49,290	—	49,290	100	49,290	1,190,710	
耕うん機	1台	29・9	450,000 (39,060)	450,000	定額	7	0.286	42,900	—	42,900	100	42,900	407,100	
甘藷刈り機	40a	18・1	520,000	499,000	旧定額	30	0.034	16,796	—	16,796	100	16,796	325,858	
一括償却資産	—	29・	180,000	180,000	—	1/3	—	60,000	—	60,000	100	60,000	120,000	
パソコン他	—	29・	合計500,000 (99,900(利益保護))	—	—	—	—	—	—	—	—	500,000	—	一括25%の2
ライトバン	1台	19・1	500,000	250,000	—	—	—	5,000	—	5,000	100	5,000	5,000	均等償却
			()											
			()											
			()											
			()											
計								263,086	—	263,086		763,086	2,509,168	

(注) 平成19年4月1日以後に取得した減価償却資産について定率法を採用する場合にのみ⑤欄のカッコ内に償却保証額を記入します。

⑥ 果樹・牛馬等の育成費用の計算(販売用の牛馬、受託した牛馬は除きます。)

果樹・牛馬等の 名称	取得・生産 ・定植等 の年月日	① 前年から 繰越額	② 本年中の 種苗費、種付 料、素畜費	③ 本年中の 肥料、農業等 の投下費用	④ 小計 (②+③+④)	⑤ 本年中に取得 した収入金額	⑥ 本年中に成 熟したもの の取得価額 (⑤-⑥)	⑦ 翌年へ 繰越額 (④+⑤-⑥)	⑧ ②、③、④の欄の金額の 計算方法
甘藷(みかん)樹	23・11	275,000	—	100,000	100,000	40,000	60,000	—	335,000
計		275,000	—	100,000	100,000	40,000	60,000	—	335,000

⑨ 地代・賃借料の内訳

支払先の住所・氏名	小作料、賃 借料等の別	面積 または 数量	支払額

⑩ 利子割引料の内訳(農協・金融機関を除きます。)

支払先の住所・氏名	期末現在の借 入金等の金額	本年 中の 利子 割引 料	左のうちの 必要経費 算入額

⑪ 税理士・弁護士等の報酬・料金の内訳

支払先の住所・氏名	本年 中の 報酬 等の金額	左のうちの 必要経費 算入額	所得税及び 住民税の 額

(注) ⑨、⑩の金額は、それぞれを1ページの⑨、⑩の欄に移記してください。

⑤ 減価償却費の計算

	平成19年3月31日以前に取得した減価償却資産		平成19年4月1日以後に取得した減価償却資産		
	旧定額法	旧定率法	定額法	定率法	
				250%定率法	200%定率法
				平成19年4月1日から 平成24年3月31日までに取得 ^(※1)	平成24年4月1日 以後に取得 ^(※2)
①取得価額 (償却保証額)	取得価額そのままの金額を記入します。		下段の括弧内に償却保証額（取得価額×保証率）を記入します。		
	下段の括弧内は記入する必要はありません。				
②償却の基礎 になる金額	① 取得価額から残存価額（取得価額×残存割合（8ページの「残存割合表」を参照してください。）を差し引いた金額（漁業権や特許権などの無形固定資産は、取得価額そのままの金額）を記入します。 ② 減価償却費の累積額が取得価額の95%相当額（生物については、取得価額から残存価額を差し引いた金額）に達した年分の翌年分以後5年間に於いて均等償却を行う場合には、「取得価額×5%」の金額（生物については、残存価額）を記入します。	① 前年末の未償却残高（「取得価額－前年末までの減価償却費の累積額」の金額）を記入します。 ② 減価償却費の累積額が取得価額の95%相当額（生物については、取得価額から残存価額を差し引いた金額）に達した年分の翌年分以後5年間に於いて均等償却を行う場合には、「取得価額×5%」の金額（生物については、残存価額）を記入します。	取得価額そのままの金額を記入します。	① 本年中に取得した資産は、取得価額そのままの金額を記入します。 ② 前年以前に取得した資産は、前年末の未償却残高（「取得価額－前年末までの減価償却費の累積額」の金額）を記入します。 ③ 調整前償却額が償却保証額未満となる年分以後は改定取得価額（最初に調整前償却額が償却保証額未満となる年の期首未償却残高）を記入します。	
償却方法	税務署に届け出ている償却方法を記入します。 ・届け出していない方は、旧定額法になります。 ・建物（平成10年4月1日以後に取得したもの）及び生物は旧定額法になります。 ・届け出していない方は、定額法になります。 ・建物、建物附属設備、構築物及び生物（建物附属設備及び構築物は平成28年4月1日以後に取得したものに限りです。）は、定額法になります。				
耐用年数	7、8ページの「主な減価償却資産の耐用年数表」を参照してください。				
④償却率又は改定償却率	6ページの「減価償却資産の償却率等表」を参照してください。 また、一括償却資産の必要経費算入の適用を受ける場合には、「1/3」と記入します。 調整前償却額が償却保証額未満となる年分以後は耐用年数に応ずる改定償却率を記入します。				
⑤本年中の償却期間	資産を月の途中で取得や譲渡、取壊しなどをした場合は、その月を1か月として計算した本年中の償却期間の月数を記入します。				
⑥本年分の普通償却費	① 「②×④×⑤」で計算した金額を記入します。 ② 減価償却費の累積額が取得価額の95%相当額（生物については、取得価額から残存価額を差し引いた金額）に達した年分の翌年分以後5年間に於いて均等償却を行う場合には、「{(取得価額－取得価額×95%－1円)÷5}×⑤」の金額（生物については、「{(残存価額－1円)÷5}×⑤」の金額）を記入します。		「②×④×⑤」で計算した金額を記入します。 ※ 未償却残高が1円になるまで償却します。		

	平成19年3月31日以前に取得した減価償却資産		平成19年4月1日以後に取得した減価償却資産	
	旧定額法	旧定率法	定額法	定率法
				250%定率法
				200%定率法
				平成19年4月1日から平成24年3月31日までに取得 ^(※1)
				平成24年4月1日以後に取得 ^(※2)
㊦割増（特別）償却費	中小事業者が機械等を取得した場合の特別償却などの適用を受ける場合に、割増しなどの部分の償却費（普通償却費は含めません。）を記入します。			
㊧未償却残高（期末残高）	次の金額を記入します。 (1) 本年中に取得した資産は、㊦の金額から㊦の金額を差し引いた金額 (2) 前年以前に取得した資産は、前年末の未償却残高（「取得価額－前年末までの減価償却費の累積額」の金額）から㊦の金額を差し引いた金額			
摘 要	減価償却費の累積額が取得価額の95%相当額（生物については、取得価額から残存価額を差し引いた金額）に達した年分の翌年分以後5年間に均等償却を行う場合には、「均等償却」と記入します。 調整前償却額が償却保証額未満となる年分以後は「改定償却」と記入します。 平成24年4月1日から同年12月31日までに取得した減価償却資産について、250%定率法により償却費の額を計算することを選択している場合には、「250%定率法」と記入します。 次のような場合に並び、それぞれ次のような事項を簡記します。 (1) 割増償却や特別償却の適用を受ける場合……その特例名 (2) 取得資産が中古である場合……その旨 (3) 資産を本年中に譲渡や取壊しなどをした場合……その月日、事由など (4) 譲渡や取壊しなどをした資産について本年分の償却を省略した場合……その旨 (5) 中小事業者の少額減価償却資産の取得価額の必要経費算入の特例の適用を受ける場合……「措法28の2」 (6) 債務処理計画に基づく減価償却資産等の損失の必要経費算入の特例の適用を受ける場合……「措法28の2の2」			

※1 平成19年4月1日から平成24年3月31日までに取得した減価償却資産について、200%定率法を適用する経過措置を受けることができます。（平成25年3月15日までに『減価償却資産の償却の方法等に関する経過措置の適用を受ける旨の届出書』を提出している方に限ります。）

※2 平成24年4月1日から同年12月31日までに取得した減価償却資産について250%定率法により償却費の額を計算することを選択している場合は、「250%定率法」の各欄を参照してください。

○ 中古資産を取得した場合の耐用年数

法定の耐用年数ではなく、取得後の使用可能年数を見積もって耐用年数とします。 取得後の使用可能年数の見積りが困難な場合は、大規模な改良をしていない限り、次の算式で計算した年数（その年数が2年未満となるときは2年とし、その年数に1年未満の端数があるときはその端数は切り捨てます。）を耐用年数とします。 [算 式] ① 法定耐用年数の全部を経過した資産 法定耐用年数 × 0.2 = 耐用年数 ② 法定耐用年数の一部を経過した資産 法定耐用年数 － （経過年数×0.8） = 耐用年数	
--	--

㊦ 果樹・牛馬等の育成費用の計算

①前年からの繰越額	前年以前から引き続き育成している果樹・牛馬等に係る取得費と育成費用の前年末の合計額を記入します。
育成費用の明細	㊦本年中の種苗費、種付料、素畜費 このほか、苗木の定植費用を含めて記入します。
	㊦本年中の肥料、農薬等の投下費用 飼料費、肥料費、農薬費のみを育成費用としても差し支えありません。
	㊦育成中の果樹等から生じた収入金額 育成中の果樹から収穫した果実の収入金額は果樹の育成費用から差し引きます。 ただし、毎年継続して販売金額に含めて申告する方法をとっている場合には育成費用から差し引く必要はありません。

㊧ 地代・賃借料の内訳

小作料、賃耕料等の別	小作料、賃耕料、機械等の借料などの別を記入します。
------------	---------------------------

㊨ 利子割引料の内訳

本年中の利子割引料	本年中に支払うことの確定した金額を記入します。
-----------	-------------------------

① 税理士・弁護士等の報酬・料金の内訳

本年中の報酬等の金額	本年中に税理士や弁護士、公認会計士などに支払うことの確定した報酬や料金を記入します。
所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額	本年中に支払うことの確定した報酬や料金で、まだ支払っていないものに対応する所得税等の源泉徴収税額も含めて記入します。

主な減価償却資産の耐用年数表

<建築物>

構造・用途	細目	耐用年数
木造・合成樹脂造のもの	事務所用のもの	24
	店舗用・住宅用のもの	22
	飲食店用のもの	20
	旅館用・ホテル用・病院用・車庫用のもの	17
	公衆浴場用のもの	12
木骨モルタル造のもの	工場用・倉庫用のもの（一般用）	15
	事務所用のもの	22
	店舗用・住宅用のもの	20
	飲食店用のもの	19
	旅館用・ホテル用・病院用・車庫用のもの	15
鉄骨鉄筋コンクリート造・鉄筋コンクリート造のもの	公衆浴場用のもの	11
	工場用・倉庫用のもの（一般用）	14
	事務所用のもの	50
	住宅用のもの	47
	飲食店用のもの	34
れんが造・石造・ブロック造のもの	延べ面積のうちに占める木造内装部分の面積が30%を超えるもの	41
	その他のもの	31
	旅館用・ホテル用のもの	39
	店舗用・病院用のもの	39
	車庫用のもの	38
金属造のもの	公衆浴場用のもの	31
	工場用・倉庫用のもの（一般用）	38
	事務所用のもの	41
	店舗用・住宅用・飲食店用のもの	38
	旅館用・ホテル用・病院用のもの	36
骨格材の肉厚が、（以下同じ。）	4mmを超えるもの	38
	3mmを超え、4mm以下のもの	30
	3mm以下のもの	22
	店舗用・住宅用のもの	34
	4mmを超えるもの	34
飲食店用・車庫用のもの	3mmを超え、4mm以下のもの	27
	3mm以下のもの	19
	旅館用・ホテル用・病院用のもの	31
	4mmを超えるもの	29
	3mmを超え、4mm以下のもの	24
公衆浴場用のもの	3mm以下のもの	17
	4mmを超えるもの	27
	3mmを超え、4mm以下のもの	19
	3mm以下のもの	15
	工場用・倉庫用のもの（一般用）	31
土管を主としたもの	4mmを超えるもの	24
	3mmを超え、4mm以下のもの	24
	3mm以下のもの	17
	【例示】暗きよ、農用井戸、かんがい用配管など	8
	その他のもの	8
【例示】薬剤散布用又はかんがい用塩化ビニール配管など	【例示】果樹棚又はホップ棚、斜降索道設備、	14
	稲架、牧さく（電気牧さくを含む。）など	5
	【例示】果樹棚又はホップ棚、斜降索道設備、	10
	稲架、牧さく（電気牧さくを含む。）など	10
	【例示】暗きよ、農用井戸、かんがい用配管など	8

<構築物>

構造・用途	細目	耐用年数
農林業用のもの	主としてコンクリート造、れんが造、石造又はブロック造のもの	14
	果樹棚又はホップ棚	17
	その他のもの	14
	【例示】頭首工、えん堤、ひ門、用水路、かんがい用配管、農用井戸、貯水そう、肥料ため、たい肥盤、温床わく、サイロ、あぜなど	14
	主として金属造のもの	14
主として木造のもの	【例示】斜降索道設備、農用井戸、かん水用又は散水用配管など	5
	【例示】果樹棚又はホップ棚、斜降索道設備、	10
	稲架、牧さく（電気牧さくを含む。）など	10
	【例示】暗きよ、農用井戸、かんがい用配管など	8
	その他のもの	8

<車両・運搬具>

構造・用途	細目	耐用年数
一般用のもの	自動車（2輪・3輪自動車を除く。）	4
	小型車（総排気量が0.66リットル以下のもの）	4
	貨物自動車	4
	ダンプ式のもの	5
	その他のもの	6
2輪・3輪自動車	【例示】果樹棚又はホップ棚、斜降索道設備、	3
	稲架、牧さく（電気牧さくを含む。）など	3
	【例示】暗きよ、農用井戸、かんがい用配管など	2
	その他のもの	2
	リヤカー	4

<工器具>

構造・用途	細目	耐用年数
測定工具、検査工具（電気・電子を利用するものを含む。）	治具、取付工具	5
	切削工具	3
	型（型枠を含む。）、鍛圧工具、打抜工具	2
	プレスその他の金属加工用金型、合成樹脂・ゴム・ガラス成型用金型、鋳造用型	2
	その他のもの	3
活字、活字に常用される金属	購入活字（活字の形状のまま反復使用するものに限る。）	2
	自製活字、活字に常用される金属	8

<器具・備品>

構造・用途	細目	耐用年数
家具、電気機器、ガス機器、家庭用品（他に掲げてあるものを除く。）	事務机、事務いす、キャビネット	15
	主として金属製のもの	8
	その他のもの	8
	応接セット	5
	接客業用のもの	8
応接セット	その他のもの	8
	ベッド	8
	児童用机、いす	5
	陳列だな、陳列ケース	6
	冷凍機付・冷蔵機付のもの	8
その他のもの	その他の家具	5
	接客業用のもの	5
	その他のもの	15
	主として金属製のもの	8
	その他のもの	8
ラジオ、テレビジョン、テープレコーダー	その他の音響機器	5
	冷房用・暖房用機器	6
	電気冷蔵庫、電気洗濯機その他これらに類する電気・ガス機器	6
	氷冷蔵庫、冷蔵ストッカー（電気式のものを除く。）	4
	カーテン、座ぶとん、寝具、丹前その他これらに類する繊維製品	3
じゅうたんその他の床用敷物	小売業用・接客業用・放送用・レコード	3
	吹込用・劇場用のもの	6
	その他のもの	6
	室内装飾品	15
	主として金属製のもの	8
食事・ちゅう房用品	陶磁器製・ガラス製のもの	2
	その他のもの	5
	その他のもの	15
	主として金属製のもの	8
	その他のもの	8
事務機器、通信機器	謄写機器、タイプライター	3
	孔版印刷・印書業用のもの	5
	その他のもの	5
	電子計算機	4
	パーソナルコンピュータ（サーバー用のものを除く。）	5
複写機、計算機（電子計算機を除く。）、金銭登録機、タイムレコーダーその他これらに類するもの	その他の事務機器	5
	テレタイプライター、ファクシミリ	5
	インターホーン、放送用設備	6
	電話設備その他の通信機器	6
	デジタル構内交換設備、デジタルボタン	10
容器、金庫	電話設備	6
	その他のもの	10
	ボンベ	6
	溶接製のもの	8
	鍛造製のもの	10
塩素用のもの	その他のもの	10
	ドラムかん、コンテナその他の容器	7
	大型コンテナ（長さが6 m以上のものに限る。）	7
	その他のもの	3
	金属製のもの	2
金庫	手さげ金庫	5
	その他のもの	20

<機 械・装 置>

設備の種類	細 目	耐用年数
農業用設備		7
林業用設備		5

<生 物>

種 類	細 目	耐用年数
牛	繁殖用（家畜改良増殖法に基づく種付証明書、授精証明書、体内受精卵移植証明書又は体外受精卵移植証明書のあるものに限る。） 役肉用牛 乳用牛 種付用（家畜改良増殖法に基づく種畜証明書の交付を受けた種おす牛に限る。） その他用	6 4 4 6
馬	繁殖用（家畜改良増殖法に基づく種付証明書又は授精証明書のあるものに限る。） 種付用（家畜改良増殖法に基づく種畜証明書の交付を受けた種おす馬に限る。） 競走用 その他用	6 6 4 8
豚		3
綿羊、やぎ	種付用 その他用	4 6
かんきつ樹	温州みかん その他	28 30
りんご樹	わい化りんご その他	20 29
ぶどう樹	温室ぶどう その他	12 15
梨樹 桃樹 桜桃樹 びわ樹 くり樹 梅樹 柿樹 あんず樹 すもも樹 いちじく樹 キウイフルーツ樹 ブルーベリー樹 パイナップル 茶樹 オリーブ樹 つばき樹		26 15 21 30 25 25 36 25 16 11 22 25 3 34 25 25
桑樹	立て通し 根刈り、中刈り、高刈り	18 9

（注）この表にないもので、お分かりにならないものは、最寄りの税務署にお尋ねください。

経過年数表

耐用年数		未償却割合		経過年数	耐用年数		未償却割合		経過年数	耐用年数		未償却割合		経過年数	耐用年数		未償却割合		経過年数				
年	以上	未満		年	年	以上	未満	年	年	以上	未満	年	年	以上	未満	年	年	以上	未満	年			
3	0.000	1.000	1	6	年	0.583	1.000	1	9	年	0.722	1.000	1	12	年	0.792	1.000	1	15	年	0.833	1.000	1
					0.340	0.583	2	0.521		0.722	2	0.627	0.792		2	0.694	0.833	2					
					0.198	0.340	3	0.376		0.521	3	0.497	0.627		3	0.578	0.694	3					
					0.000	0.198	4	0.272		0.376	4	0.393	0.497		4	0.481	0.578	4					
										0.196	0.272	5	0.312		0.393	5	0.401	0.481		5			
0.000	0.196	6	0.000							0.312	6	0.000	0.401		6	0.000	0.401	6					
7	0.643	1.000	1							10	0.750	1.000	1		13	0.808	1.000	1		16	0.844	1.000	1
	0.413	0.643	2								0.563	0.750	2			0.653	0.808	2			0.712	0.844	2
	0.266	0.413	3	0.422	0.563	3	0.528	0.653	3		0.601	0.712	3										
	0.171	0.266	4	0.316	0.422	4	0.426	0.528	4		0.507	0.601	4										
	0.000	0.171	5	0.237	0.316	5	0.344	0.426	5		0.428	0.507	5										
				0.000	0.237	6	0.000	0.237	6	0.000	0.344	6	0.000	0.428	6	0.000	0.428	6					
				8	0.687	1.000	1	11	0.773	1.000	1	14	0.821	1.000	1	17	0.853	1.000	1				
					0.472	0.687	2		0.598	0.773	2		0.674	0.821	2		0.728	0.853	2				
					0.324	0.472	3		0.462	0.598	3		0.553	0.674	3		0.621	0.728	3				
0.223	0.324	4	0.357		0.462	4	0.454		0.553	4	0.529		0.621	4									
0.153	0.223	5	0.276		0.357	5	0.373		0.454	5	0.452		0.529	5									
0.000	0.153	6	0.000		0.276	6	0.000		0.276	6	0.000		0.373	6	0.000		0.452	6					

（注）この表にないもので、お分かりにならないものは、最寄りの税務署にお尋ねください。

残存割合表

（平成 19 年 4 月 1 日以後に取得した資産には適用しません。）

資産の種類等	残存割合	資産の種類等	残存割合
建物、農機具などの一般減価償却資産	10%	馬	
牛		繁殖用、競走用	20%
繁殖用の乳用牛、種付用の役肉用牛	20%	種付用	10%
種付用の乳用牛	10%	その他用	30%
その他用	50%	綿羊、やぎ	5%
豚	30%	果樹その他の植物	5%
※ 牛と馬については、残存価額（取得価額×残存割合）が10万円以上となる場合には、10万円とします。			